

## 「届出・勧告制度（道路法 44 条）」説明会 議事要旨

1. 開催場所：長野市 更北公民館 多目的ホール
2. 出席者：国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 交通対策課  
長野県 長野建設事務所 維持管理課
3. 説明の概要：
  - ・事前に配布した制度に関する資料（A4 版 11 ページ）のパワーポイントによる説明
  - ・現況平面図（管理平面図）へ区域指定範囲、現況工作物及び影響範囲を示した図面提示

### ■第 1 回

- ・開催日時：令和 7 年 12 月 16 日（火） 19：00～
- ・参加者：沿道土地所有者・借家人等関係者 3 名
- ・質疑応答：なし

### ■第 2 回

- ・開催日時：令和 7 年 12 月 21 日（日） 15：00～
- ・参加者：沿道土地所有者・借家人等関係者 12 名
- ・質疑応答の概要

#### 問 1. 青い 20m の線の範囲とは（資料 p9～10）

答・区域の指定は最大 20m まで可能。今回は看板等最大の高さから計算により 5m を割り出したものであり、この範囲を指定させていただきたい。

答・法律で 20m が最大と言われているので目安で表示させていただいているもので、今回は 5m でご承知いただきたい。

#### 問 2-1. 何も知らないで作ってしまった場合どうなるか。他の法律にはなるが、罰則はなくてももとに戻せて書いてある例がある。

#### 問 2-2. 何年か経った特に知らない人が出てくるのではないか。

答・届出勧告制度のため、法的な罰則はなく、指導やお願いをさせていただくもの。

- ・広報やホームページで周知を図っていくことを考えている。

答・長野市の場合、看板を設置する場合、景観に関する法律上届け出が必要になっている。そこでもチェックする予定になっているため、基本的には漏れが無いようにみていく。

- ・届出は土地所有者ではなく、工作物を建てる方や工事屋さんとなる。

問3. 今あるものはそのままでもいいという理解でよいか

答・今回の制度は、今の予定では4月を目標に制度を始めたいと思っている。開始以降に建てるものに関して適用になる。既存のものは更新の時にお願いする。

問4. うちではなく隣の田に看板が立っているが、5mとなるとうちの土地に入ってくることになるのか。

答・建ててはいけないのではなく、万一倒れたと聞きに通行帯を確保できるか判断させていただくもの。

必ず5m後退してもらうものでなく、5mの中でも仮に倒れた時に道が塞がって物資が届かなくなることがないという確認をするもので、届出後、必要であれば少し高さを抑えていただくとか、後ろに下がっていただくとか、お願いという形で勧告するもの。

問5. 電柱を無くす計画はいつごろから始まるのか。

答・国道18号は既に事業を進めている。

答・県道はまだ電線事業者とお互い費用を出し合うこともあり、工事の時期は未定の状況。